〇〇〇〇　会則

〇には団体の名称を記載

〇には団体の名称を記載

**（名称）**

1. 本会は〇〇と称する。

単一選択又は複数選択で記載

代表者宅など

（所在地）

どちらかを記載

1. 本会の所在地は交野市〇〇〇に置く。

**（目的）**

第３条　本会は、（市民、青少年）の（スポーツ活動、文化活動）を通じて、（健康の増進、交流機会、仲間づくり、体力づくりなど）を図り、（社会学習、生涯スポーツの振興）に寄与することを目的とする。

どちらかを記載

**（活動）**

第４条本会は、前条の目的を達成するために〇〇○活動を行い次の事業を実施する。

（１）〇〇

スポーツなどの活動を記載

（２）〇〇

上記スポーツ活動を活かした他の取り組みなど

（３）その他、目的の達成に必要な活動

**（会員）**

第５条　本会の会員は、次の種類とする。

1. 正会員・・・・本会の目的に賛同し入会した会員
2. 賛助会員・・・本会の活動を支援する会員

**（入会）**

第６条　会員として入会しようとするものは、別紙の入会申込書を当該団体の代表者に提出し、承認を得るものとする。

**（会費）**

第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員・・・（月額・年額）〇〇円

いずれか選択

いずれか選択

1. 賛助会員・・年額　〇〇円

**（退会）**

第８条 会員は、当該団体を退会するとき別紙２の退会届を当該団体の（代表者・会長）に提出しなければならない。

２ 会員が次のいずれかに該当するときは、当該団体を退会したものとみなす。

（１）本人が死亡したとき。

（２）会費を○年以上納入しないとき

**（役員）**

第９条 本会に次の役員を置く。

いずれか選択

（１）代表者・会長

（２）副代表・副会長

（３）会計

（４）監査役

※監査役は他の役員との兼任はできません。会員から選出します。

２ 役員は会員の互選により選出する。

３ 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない

いずれか選択

**（職務）**

第１０条 （代表者・会長）は、本会を代表しその活動を統括する。

２ （副代表・副会長）は、代表を補佐しこれに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

３ 監査役は、当該団団体の活動及び会計の状況を監査する。

いずれか選択

**（総会）**

第１１条 当該団体の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２ 総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

通常は１回

（２）解散

（３）活動内容の変更

（４）活動報告及び収支決算報告

（５）役員の選任または解任

（６）その他、団体運営に関する重要事項

３ 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

**（役員会）**

第１２条 役員会は、必要に応じて役員を持って構成し、開催する。ただし、監査役を除くものとする。

２ 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し決定する。

いずれか選択

**（事業報告書及び決算）**

第１３条 （代表者・会長）は、毎年、活動終了後○か月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

設立日から１年を記載

**（活動年度）**

第１４条 当該団体の活動年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

**（委任）**

第１５条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

附則

この会則は、〇年〇月〇日から施行する。